

議案第 4 5 号

海老名市公共施設等あんしん基金条例の制定について

海老名市公共施設等あんしん基金条例を別紙のとおり定める。

平成 2 6 年 8 月 2 9 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

市民が安心して利用できる公共施設等とするための維持管理、改修及び更新に係る
将来の財政需要に対応するため

海老名市公共施設等あんしん基金条例

(設置)

第1条 市民が安心して利用できる公共施設等とするための維持管理、改修及び更新に要する資金に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、海老名市公共施設等あんしん基金（以下「基金」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「公共施設等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 公用又は公共用に供する施設
- (2) 道路、橋りょう及び公園等

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 第1条に規定する目的に使用するための財源に充てるとき。

(2) 預金債権との相殺のために償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。